議案第6号

令和8年度　佐倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和8年度佐倉市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,332千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,293,059千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表　債務負担行為」による。

令和8年11月24日提出

佐倉市長　西田　三十五

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3　繰　入　金		529,051	15,716	544,767
	1　一般会計繰入金	529,051	15,716	544,767
4　繰　越　金		10	28,616	28,626
	1　繰　越　金	10	28,616	28,626
歳　入　合　計		4,248,727	44,332	4,293,059

歳　出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2　後期高齢者医療広域連合納付金		4,193,258	29,125	4,222,383
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	4,193,258	29,125	4,222,383
3　諸　支　出　金		7,900	15,207	23,107
	1　償還金及び還付加算金	7,900	15,207	23,107
歳　出　合　計		4,248,727	44,332	4,293,059

［後期高齢者医療特別会計］

第２表　債 務 負 担 行 為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
納入通知書等帳票類印刷（後期高齢者医療保険料分）（保険年金課）	令和8年度～令和9年度	5,916